

# 雇用企業協力確保給付金

<p>概要</p>	<p>予備自衛官又は即応予備自衛官が防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等に招集されたこと等により平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を使用者（雇用主）に支給する制度</p>
<p>支給要件</p>	<p>防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等のため招集に応じ平素の勤務先を離れた場合（招集訓練は含まない）</p>  <p>予備自衛官 就業規則上の休日が土日の場合</p> <p>招集期間 10日</p> <p>給付金 (日額×8日分)</p> <p>支給</p> <p>雇用主様</p> <p>(例) 予備自衛官又は即応予備自衛官である従業員が10日間招集された場合（就業規則における休日は除く。）</p>
<p>支給要件</p>	<p>招集中における公務上の負傷又は疾病により平素の勤務先を離れた場合（招集訓練中における公務上の負傷等を含む）</p>  <p>就業規則上の休日が土日の場合</p> <p>訓練招集 負傷 入院等</p> <p>入院等期間 14日</p> <p>給付金 (日額×10日分)</p> <p>支給</p> <p>雇用主様</p> <p>(例) 上記の招集中又は訓練招集中において、公務上の負傷又は疾病(※)により14日間の入院等による治療を要するため、平素の勤務先を離れた場合 (※)上限を90日とする。</p>
<p>給付額</p>	<p>〔 予備自衛官等である従業員が、平素の勤務先における事業に従事することができなかった日数 〕 × 〔 日額34,000円 〕</p> <p>※ 就業規則における休日は除く。</p>
<p>支給手続</p>	<p>担当する地本が雇用企業からの申請を受付後、支給要件を認定し、給付額を算定後支給</p>